

小松島市総合評価落札方式の実施方針

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の施行に伴い、公共工事の品質確保の促進を図るため、施工計画、技術提案、同種建設工事等の施工実績等に基づく入札参加者の技術的能力と入札価格とを総合的に評価する総合評価落札方式の実施について、必要な事項を定める。

第1 対象となる建設工事

総合評価落札方式に付する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に定める建設工事をいう。以下同じ。）は、原則として、業種が建築工事にあつては設計金額が5千万円以上、その他の業種にあつては設計金額が3千5百万円以上のものとする。

ただし、小松島市建設工事等審査委員会において、入札参加者の施工実績、社会性、地域貢献や現場条件の熟知等の技術的能力が求められる建設工事で、総合評価落札方式によることが適当であると認められるもの、又は、災害対策等の緊急性を要する建設工事であり、総合評価落札方式によることが適当でないと認められるものについては、この限りでない。

第2 総合評価方式の方式

総合評価落札方式の適用にあつては、対象建設工事規模や技術的な特性に応じて次に掲げるいずれかの方式を選択する。

1 施工能力審査型

設計金額が1億5千万円未満の技術的な工夫の余地が小さい建設工事において、入札参加者から求める工事成績等の評価項目に基づき技術力と入札価格とを総合的に評価するもの。

2 簡易型

設計金額が1億5千万円以上5億円未満の技術的な工夫の余地が小さい建設工事において、入札参加者から求める簡易な施工計画や工事成績等の評価項目に基づき技術力と入札価格とを総合的に評価するもの。

3 標準型

設計金額が5億円以上の技術的な工夫の余地が大きい工事において、入札参加者に環境の維持、交通の確保、安全対策及び工期の短縮等社会的要請の高い特定の技術的課題について施工上の工夫等の技術提案を求め、この技術提案等に基づき技術力と入札価格とを総合的に評価するもの。

第3 評価項目及び評価基準

対象建設工事の工事規模等に応じて選択する各方式の評価項目は次のとおりとし、評価基準に基づき技術力評価を行う。

1 施工能力審査型

評価項目

(1) 技術者評価

①配置予定技術者の能力（保有資格、同種工事の施工実績）

(2) 企業評価

①企業の施工能力（同種工事の施工実績）

②地理的条件（建設業法上の主たる営業所（本店）の所在地の有無）

③社会性（ISO等、アドプト、ボランティア活動、災害活動の実績）

※本店の所在地の有無については、工種に応じて適宜設定する。

2 簡易型

評価項目

(1) 技術提案評価

- ①簡易な施工計画（配慮事項、品質管理、課題対応、工程管理）
※上記から1項目を選択するものとする。

(2) 技術者評価

- ①配置予定技術者の能力（保有資格、CPD、同種工事の施工実績）

(3) 企業評価

- ①企業の施工能力（同種工事の施工実績）
②地理的条件（建設業法上の主たる営業所（本店）の所在地の有無）
③社会性（ISO等、アドプト、ボランティア活動、災害活動の実績）
※本店の所在地の有無については、工種に応じて適宜設定する。

3 標準型

評価項目

(1) 技術提案評価

- ①技術提案（総合的なコスト、工事目的物の性能、社会的要請への対応）
②簡易な施工計画（配慮事項、品質管理、課題対応、工程管理）
※上記から2項目を選択するものとする。

(2) 技術者評価

- ①配置予定技術者の能力（保有資格、CPD、同種工事の施工実績）

(3) 企業評価

- ①企業の施工能力（同種工事の施工実績、工事成績評定点）
②地理的条件（建設業法上の主たる営業所（本店）の所在地の有無）
③社会性（ISO等、アドプト、ボランティア活動、災害活動の実績）
※本店の所在地の有無については、工種に応じて適宜設定する。

4 評価項目の評価点の算定

評価項目ごとに設定する評価の基準は、別紙 表—1、表—2、表—3に記載するとおりとする。
また、より良い総合評価落札方式とするため、試行的に本実施方針に記載の無い新たな評価項目を設定し、実施できるものとする。

なお、評価項目のうち技術提案及び簡易な施工計画については、工事の施工条件、環境条件等から工事ごとに施工上の技術的課題等を踏まえて設定する。

第4 落札者の決定方法

総合評価落札方式による落札者の決定は以下の方法による。

- 1 入札参加者は価格及び技術提案等をもって入札し、下記により得られる評価値の最も高い者を落札者とする。

2 評価値

- (1) 入札価格が予定価格以下であること。

- (2) (1)の要件を満たす入札を行った者に対して、以下により算出される評価値をもって総合評価する。

評価値＝(基礎点＋加算点)÷入札価格

※基礎点：入札参加資格要件を満たす者に100点を与える。

※加算点：評価基準に基づき評価された得点を加算点に換算して与える（求める値は小数点第1位までとし、第2位以下を四捨五入する）。

※得点合計(基礎点＋加算点)が0点になった者は失格とする。

求める評価値は小数点第3位までとし、第4位以下を四捨五入する。

※入札価格は億円単位とし、小数点第5位（小数第6位切り上げ）止めとする。

(3) 加算点の算出方法

入札参加者の技術提案等に対する加算点は、総合評価落札方式に対応し該当する評価要素（技術提案評価、技術者評価、企業評価）の評価点の総和（＝合計評価点）を基に評価基準に基づき得られた得点を「加算点幅」に換算したのもをもって加算点とする。

(4) 加算点の満点は次のとおりとする。

施工能力審査型	15点
簡易型	20点
標準型	30点

3 評価値、基準評価値について

評価値は基準評価値を下回らない事。

基準評価値＝100点（基礎点）÷予定価格（単位：億円）

求める基準評価値は小数点第3位までとし、第4位以下を四捨五入する。

4 評価値の最も高い者が2者以上ある時は、くじにより落札者を決定する。

第5 評価基準及び配点の審査

評価基準及び配点の審査は小松島市建設工事等審査委員会が行う。

なお、標準型にあつて、特に専門的知識が必要となる場合は、別途、専門家等から意見を聴取することができる。

第6 簡易型及び標準型総合評価の履行の確保

1 履行の担保

落札者決定に反映された技術提案等について、その履行を確保するための措置や、履行できなかった場合の措置について次に掲げる何れかを選択する。

(1) 工事成績の減点方法

工事成績減点値＝ $(A - B) / A \times 13$ 点

※A：入札時の技術提案の評価に関する加算点

※B：施工後の実施に対する技術提案の評価に関する加算点

工事成績減点値は小数点第1位までとし、小数点第2位以下を四捨五入する。

(2) 契約金額の減額方法（標準型の技術提案の提案値が対象）

契約金額の減額金額＝ $C - C \times (100 + E) / (100 + D)$

※C：当初の請負額

D：入札時の提案値にかかる加算点の合計

E：施工後の実績値に相当する加算点の合計

(3) 提案内容に対する履行状況が特に悪質と認められる場合は、小松島市建設業者等指名停止等措置要綱別表の1（虚偽記載）の入札参加確認資料に虚偽の記載をしたものとして、指名停止を行うものとする。

第7 低入札工事に対する減点措置

1 減点措置の対象となる者

(1) 減点措置の対象となる者は、小松島市低入札価格調査制度を適用する総合評価落札方式による工事において、低入札価格調査基準価格を下回った額で契約（以下「低入札」という。）した者とする。ただし、特別な理由が認められる場合を除くものとし、特別な理由とは、新技術の導入による大幅なコスト低減等の場合とする。

2 減点措置の対象となる入札

(1) 減点措置を行う場合には、入札公告等に明記する。

3 減点措置の対象となる期間

(1) 減点措置の対象となる期間は、当該工事における契約工期又は標準工事日数を基に設定し、期間の上限を契約締結日から起算して1年間とする。ただし、減点措置期間内に工事のしゅん工検査が完了した場合は、減点措置の期間を工事しゅん工承認書の通知日までとする。

4 減点措置の方法

(1) 減点措置の方法は、工種を問わず当該工事の減点措置対象期間中に小松島市が実施する総合評価落札方式による一般競争入札の入札公告に記載された開札日において、当該入札の加算点を算出するに際し、得点を10点減点するものとする。なお、減点措置は1回限りとする。

第8 学識経験者の意見聴取

総合評価落札方式による入札の実施にあたって、落札者を決定しようとするとき及び落札者決定基準を定めようとするときは、2人以上の学識経験者から意見を聴かなければならない。

ただし、総合評価により落札者を決定しようとするときは、学識経験者の承諾があった場合、省略することができる。

第9 評価結果等の公表

総合評価方式による入札において、評価項目、評価基準及び落札者の決定方法等については、あらかじめ入札公告等において公表しなければならない。

また、入札者の提示した技術提案等の評価及び落札結果等についても落札決定後速やかに公表しなければならない。

1 手続開始時期

入札公告等において以下の事項を明記する。

- (1) 総合評価方式の適用の旨
- (2) 評価項目及び評価基準
- (3) 落札者の決定方法
- (4) 技術提案が履行できなかった場合の措置（簡易型、標準型）

2 落札者決定後

落札者を決定した場合、速やかに以下の事項を公表する。

- (1) 業者名
- (2) 各業者の入札価格
- (3) 各業者の評価値

第10 入札及び契約の過程に関する苦情処理

入札及び契約の過程に公正な競争の促進、透明性の確保の観点から苦情申し立てに対し、発注者として先ず入札、契約の過程について適切に説明するとともに、さらに不服（再苦情）のある者については、小松島市建設工事等審査委員会による審議の結果を踏まえて回答することとする。

第11 その他

この方針に定めるもののほか、総合評価落札方式による入札に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(附則)

本実施方針は平成24年6月1日より施行する。

(附則)

本実施方針は平成26年4月1日より施行する。

(附則)

本実施方針は令和元年6月1日より施行する。

(附則)

本実施方針は令和3年6月1日より施行する。

(附則)

本実施方針は令和4年6月1日より施行する。

(附則)

本実施方針は令和4年12月23日より施行する。

(附則)

本実施方針は令和7年6月1日より施行する。

総合評価方式入札の評価基準【施工能力審査型】（表－１）

評価の視点		評価項目	評価基準	配点
技術者評価	配置予定技術者の能力	配置予定技術者の資格	技術士又は一級の資格を有するもの	10
			二級の資格を有するもの	5
			上記以外	0
	過去15年間の配置予定技術者の施工実績の有無 (現場代理人、主任(監理)技術者としての施工経験の件数。証明できるものに限る)	同種工事の施工実績が〇件以上あるもの	10	
		同種工事の施工実績が〇～〇件あるもの	5	
		実績なし	0	
企業評価	企業の施工能力	過去15年間の同種工事の施工実績の有無 (証明できるものに限る)	同種工事の施工実績が〇件以上あるもの	10
			同種工事の施工実績が〇～〇件あるもの	5
			実績なし	0
	地理的条件	小松島市内における本店の所在地の有無	小松島市内に本店があるもの	10
			小松島市内に営業所があるもの	7
			徳島県内に本店があるもの	5
			徳島県内に営業所があるもの	3
			上記以外	0
	社会性	ISO認証の取得等の有無、アドプト、ボランティア活動の実績、災害活動の実績 ①「ISO9001」「ISO14001」「エコアクション21」のいずれかを取得 ②アドプト事業(国、徳島県、小松島市)の参加又はボランティア活動実績の有無 ③「防災協定の締結」又は「災害時等の緊急出動」の実績の有無	評価事項が3項目あるもの	10
			評価事項が2項目あるもの	7
評価事項が1項目あるもの			5	
上記以外			0	

総合評価方式入札の評価基準【簡易型】（表－２）

評価の視点		評価項目	評価基準	配点
技術提案評価	簡易な施工計画	施工上配慮すべき事項の適切性	各評価項目毎に ・施工計画に特に優れた工夫が見られる ・施工計画に優れた工夫が見られる ・施工計画に良い工夫が見られる ・施工計画に工夫が見られる ・施工計画が適切である	20
		材料等の品質の確認方法管理方法の適切性		15
		施工上の課題への対応的的確性		10
		工程管理の適切性		5
技術者評価	配置予定技術者の能力	配置予定技術者の資格	技術士又は一級の資格を有するもの	10
			二級の資格を有するもの	5
			上記以外	0
	継続教育（CPD）の取り組み状況 （土木一式工事・建築一式工事のみ適用）	有効取得単位 50 ユニット以上のもの	5	
		有効取得単位 30 ユニット以上のもの	3	
		上記以外	0	
	過去 1 5 年間の配置予定技術者の施工実績の有無 （現場代理人、主任（監理）技術者としての施工経験の件数。証明できるものに限る）	同種工事の施工実績が○件以上あるもの	10	
		同種工事の施工実績が○～○件あるもの	5	
実績なし		0		
企業評価	企業の施工能力	過去 1 5 年間の同種工事の施工実績の有無 （証明できるものに限る）	同種工事の施工実績が○件以上あるもの	10
			同種工事の施工実績が○～○件あるもの	5
			実績なし	0
	地理的条件	小松島市内における本店の所在地の有無	小松島市内に本店があるもの	10
			小松島市内に営業所があるもの	7
			徳島県内に本店があるもの	5
			徳島県内に営業所があるもの	3
			上記以外	0
	社会性	ISO 認証の取得等の有無、アドプト、ボランティア活動の実績、災害活動の実績 ① 「ISO9001」「ISO14001」「エコアクション 21」のいずれかを取得 ② アドプト事業（国、徳島県、小松島市）の参加又はボランティア活動実績の有無 ③ 「防災協定の締結」又は「災害時等の緊急出動」の実績の有無	評価事項が 3 項目あるもの	10
			評価事項が 2 項目あるもの	7
評価事項が 1 項目あるもの			5	
上記以外			0	

総合評価方式入札の評価基準【標準型】(表-3)

評価の視点		評価項目	評価基準	配点	
技術提案評価	技術提案	総合的なコストの削減	各評価項目毎に ・技術提案に特に優れた工夫が見られる	30	
		工事目的物の性能・機能向上	・技術提案に優れた工夫が見られる ・技術提案に良い工夫が見られる	20 10	
		社会的要請への対応	・技術提案に工夫が見られる ・技術提案が適切である	5 0	
		簡易な施工計画	施工上配慮すべき事項の適切性	各評価項目毎に ・施工計画に特に優れた工夫が見られる	20
		材料等の品質の確認方法管理方法の適切性	・施工計画に優れた工夫が見られる	15	
		施工上の課題への対応的確性	・施工計画に良い工夫が見られる	10	
		工程管理の適切性	・施工計画に工夫が見られる ・施工計画が適切である	5 0	
	技術者評価	配置予定技術者の能力	配置予定技術者の資格	技術士又は一級の資格を有するもの	10
				二級の資格を有するもの	5
				上記以外	0
継続教育（CPD）の取り組み状況 (土木一式工事・建築一式工事のみ適用)		有効取得単位 50 ユニット以上のもの	5		
		有効取得単位 30 ユニット以上のもの	3		
		上記以外	0		
過去 1 5 年間の配置予定技術者の施工実績の有無 (現場代理人、主任（監理）技術者としての施工経験の件数。証明できるものに限る)		同種工事の施工実績が〇件以上あるもの	10		
		同種工事の施工実績が〇～〇件あるもの	5		
	実績なし	0			
企業評価	企業の施工能力	過去 1 5 年間の同種工事の施工実績の有無 (証明できるものに限る)	同種工事の施工実績が〇件以上あるもの	10	
			同種工事の施工実績が〇～〇件あるもの	5	
			実績なし	0	
		小松島市発注の同種工事における過去 5 年間の年間の工事成績評定点の平均点 ※対象期間内に工事成績を有しない者において過去 1 0 年間に施工実績（小松島市発注工事に限る）を有する者については 3 点を加点する。	80 点以上	10	
			75 点以上 80 点未満	7	
			70 点以上 75 点未満	5	
	65 点以上 70 点未満		3		
	65 点未満	0			
	地理的条件	小松島市内における本店の所在地の有無	小松島市内に本店があるもの	10	
			小松島市内に営業所があるもの	7	
			徳島県内に本店があるもの	5	
			徳島県内に営業所があるもの	3	
			上記以外	0	
社会性	ISO 認証の取得等の有無、アドプト、ボランティア活動の実績、災害活動の実績 ①「ISO9001」「ISO14001」「エコアクション 21」のいずれかを取得 ②アドプト事業（国、徳島県、小松島市）の参加又はボランティア活動実績の有無 ③「防災協定の締結」又は「災害時等の緊急出動」の実績の有無	評価事項が 3 項目あるもの	10		
		評価事項が 2 項目あるもの	7		
		評価事項が 1 項目あるもの	5		
		上記以外	0		